

## 事業概略書

事業名	失語症者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業
事業目的	医療保険制度から福祉制度にサービスの提供体制が移った場合にもまだ機能改善が続いている失語症者にはリハビリが提供されるべきだが、リハビリの受け皿である障害福祉サービスの機能訓練事業所が殆ど無い。リハビリをして日常生活を維持するための継続的な機能訓練についての理解が不足している為である。この問題については医師自身の問題意識の無さと、失語症リハビリ専門医の不在、専門職である言語聴覚士の問題意識にある。根底には障害を医師自身が受け入れず、医療と関係の深い介護保険施設に患者を流してしまう。介護保険では現在失語症に特化した介護保険施設は全国に 14 か所ほどしか無く、年齢制限もある。まして介護保険の介護認定は ADL が判断基準になり、現行の障害福祉サービスも基本は介護保険に倣っている。失語症者は介護保険ではなく傷害福祉で受けるべき人が多くいる。このような方を介護保険施設だけに流すのではなく障害福祉にも流れるような其々に適した施設に流れる仕組みを作ることが目的である。
事業概要	<p>① 現行の機能訓練所の内、専門的に失語症訓練事業所で、行われている訓練状況、経営状態についてアンケート調査と失語症特化型施設 7 施設対面聞き取り調査実施。</p> <p>② 機能訓練サービスを受ける側の失語症者及び家族に、言語リハ提供体制の問題点、ニーズを問うアンケート調査実施。</p> <p>③ 失語症者の言語・生活訓練について、介護保険制度の通所リハビリとのすみわけを整理し、障害福祉サービスとして求められる訓練内容、人員配置などについて調査実施。</p> <p>④ 本調査は、平成 25 年度に全国失語症友の会連合会（現：日本失語症協議会）が実施した調査に基づき、失語症者に機能訓練事業提供事業所、失語症者、家族を対象として言語リハビリの供給状況、失語症者と家族の言語リハビリのニーズ、サービスの充足状況などの機能訓練事業を調査し、課題・問題点などの実態を把握。失語症者とその家族が質の高い生活をおくる為の具体的支援方法、障害者総合支援法の支援体制の在り方についての検討。</p> <p>⑤ 上記の内容で、当事者団体、言語聴覚士、言語訓練実施事業所責任者、学識経験者等で構成する検討委員会と、アンケート作成配布集計等作業、聞き取り調査に関してワーキングチーム結成。</p>
事業実施結果及び効果	<p>① 失語症者とその家族が当たり前の生活を送ることを困難にしている原因と問題点、それぞれへの具体的支援法について検討し整理提言する。</p> <p>② 失語症者と家族が失語症リハビリに求める機能訓練等の内容、サービス提供事業所の安定的運営を支える要素、機能訓練を受けたことによる予想される効果と利用後の生活実態などについて考察を加え提言する。</p> <p>③ 現行のリハビリサービス提供事業所の実態（訓練内容・運営状況・対象の利用者・利用後の生活実態）等を整理提言する。</p> <p>④ 現行制度でリハビリサービスの谷間にある失語症者のリハビリの必要性を精査し、改善方法について検討整理し、法律の枠を超えた地域における失語症リハビリ専門事業所・施設の必要性を提言する。</p> <p>⑤ ①から④の提言を踏まえ、介護保険及び障害福祉制度の双方、或いは法律の枠を超えた失語症特化したリハビリ機能訓練事業所の必要性を明らかにし、発症から障害を負って暮らす間の継ぎ目の無い失語症者のリハビリ環境を整える。</p>
事業主体	<p>郵便番号：167-0051</p> <p>所在地：東京都杉並区荻窪 5-14-5-405</p> <p>法人名：特定非営利活動法人日本失語症協議会</p> <p>電話番号/E-MAIL： 03-5335-9756/office@japc.info</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ 250 字程度で簡潔に記入すること。